

## 編集後記

世の中が急速にグローバル化していると言われる。確かに、「グローバル化」という言葉を新聞紙面やインターネット上で見かけない日はない。新聞紙面等では、「グローバル化」という言葉は単独で用いられるよりも、むしろ、「経済のグローバル化」であるとか、「産業のグローバル化」あるいは「企業活動のグローバル化」といった形でよく用いられることが多い。正確に言えば、「世の中が急速にグローバル化している」とは「世の中の特定の事象が急速にグローバル化している」ということなのだろうと思う。知財はこうした「特定の事象」の一つなのだろうか。

「グローバル化」にその地位を奪われるまでは「国際化」という言葉が跋扈していた。むしろ、「グローバル化」は「globalization」に基づいており、「国際化」は「internationalization」の和訳である。人間の考えは言葉によって表現されるものであるから、異なる言葉を用いるということは、異なる考えや概念を表現したいということにほかならない。「国際化」から「グローバル化」へと用いる言葉が変化したということは、その言葉の違いにより異なる考えや概念を表現したいということになる。では、「グローバル化」と「国際化」とではどのような違いがあるのだろうか。

「国際化」は、その語源としての英単語から明らかのように「nation」をその基礎としている言葉であり、あくまでも国から離れられない概念であるから、国と国とを関係付けていくことが「国際化」であると解釈されている。したがって、国が存在しなければ、「国際化」は成立しないことになる。一方、現在をグローバル化の時代であると明確に認識している人たちは、グローバル化の時代と国際化の時代との違いを強く意識した上で、「グローバル化」を「国際化」から発展した形態として捉え、グローバル化の時代にあっては「国際化」などまるで時代遅れであるかのような認識を示す。「グローバル化」にあっては、国の概念よりも先に、まず「globe」としての地球の概念がある。球体としてのグローブを意識して、そこでどのように活動を展開していくのかを考えることが、すなわち、「グローバル化」である。したがって、そこには、結果として国が存在し、その存在を無視することはできないとしても、そもそもの発想の原点において国は存在しないし、国が存在しなくとも「グローバル化」は成立することになる。環境問題や自然現象に由来する問題を考えると

「グローバル化」は理解しやすい。例えば、地球温暖化やオゾン層の破壊といった問題への対応を考える場合、大気には厳密な意味で国境は存在しないし（国際法的には、大気圏までは領空という概念があるが）、仮に国境が存在したとしても、国境の存在を前提とした解決よりも地球規模での解決を検討する方がはるかに効果的であることは容易に理解できる。すると、「グローバル化」と「国際化」とは対応すべき問題の規模によって決まってくることも思われるが、そもそも、国レベルであるいは国をまたがる地域レベルでの対応がうまくいかなかったことにより、グローバル化での対応が必要となったのではないかと考えれば、「グローバル化」と「国際化」とでは対応しなければいけなくなった時期に依るようにも思われる。

問題は知財である。知財における「グローバル化」と「国際化」の現状はどうなっているのだろうか。

従来、知財分野における国際問題に関してはバイとマルチという概念が存在した。バイとは二国間のことであり、マルチは多国間の事柄である。場合によっては、その中間的な形態としてプルリという概念を持ち出す場合もあったが、いずれにしても、国を単位として、関係する国の数によって問題を分けていたのであり、利益（不利益）は直接関与する国に限られるという考え方であった。ところが、そうした考え方は TRIPS 協定の発効により、知財分野においても最恵国待遇の概念が持ち込まれたことにより大きく変更した。大変な苦勞をして二国間協議を重ね、合意に達したとしても、得られる利益は当事国に止まることなく、最恵国待遇の適用によりほぼすべての関係国に均霑されてしまう。ある意味で、バイ交渉のうまみが消えてしまった瞬間である。WTO 加盟国がグローバルな広がりを見せている現状にあって、あくまでも国（国民）を基本とした概念ではあるものの、最恵国待遇の原則が導入されたことによって知財のグローバル化がもたらされたことは明らかである。

また、特許の分野においては PCT という国際的な仕組みがある。PCT は、そもそも国家間で成立した合意としての条約であるし、国際段階を扱う第 1 章と国内段階を扱う第 2 章とからなることから、国を基本とした仕組みであることは明白である。かつて、PCT の下では、出願人は国内段階に入ることを希望する国、すなわち特許権の取得を目指す国を指定するという仕組みであった。そ

の後、PCT改正により、全加盟国を指定するという前提の下で、出願人は特許権の取得を目指さない国のみ指定国からはずすという仕組みに変更された。まず、グローバルな権利取得を考えた上で、不要な部分のみを削除するといった仕組みに変更されたのである。まさに、「国際化」から「グローバル化」に向けた改正がなされていたことになる。知財の先人達の先見の明には驚かされるばかりである。

知的財産推進計画 2011 には、「グローバル・ネットワーク時代の知的財産戦略」として、「グローバル知財システムの構築をリードする」、「知的財産を活用したグローバル展開を支援する」、「世界を舞台に知的財産分野で活躍できる人材（グローバル知財人材）が求められている」といった「グローバル化」に関連した記載が多く散見される。一方で、我が国は国と国との関係で成立する PPH（特許審査ハイウェイ）施策を推進し、今や、PPH は我が国出願人にとっての国際展開における主要な施策の一つとなりつつある現状がある。我が国の知財戦略は「国際化」を一気に越えて、世において「グローバル化」している「特定の事象」の一つとなったのだろうか。

相手国の顔の見える国際化の時代に少なからず郷愁を感じるのは筆者だけであろうか。(H.W)



2011 年 10 月、弊館に新理事長が着任したことから、新理事長が本号の巻頭言を担当した。

論文欄では、2011 年 9 月の米国特許法改正を受けて、同改正の概要について、弁護士の吉田先生

にご紹介いただいた。また最近の米国判例の動向として、弁護士の山下先生に、*Bilski* 判決以降の特許対象発明に係る CAFC 判決についてご紹介いただいた。

同じく論文欄では、2012 年 4 月 1 日に施行される民事訴訟法の改正規定に関し、知的財産権侵害訴訟に関する国際裁判管轄権の観点から、早稲田大学の木棚先生に関連判例の分析も含め、考察していただいた。

論文欄で取り上げた法改正、判例の動向については、いずれも我が国の実務に大きな影響を与える動きであり、今後の運用や解釈の展開にも注意が必要である。

一方、判例評釈欄では、近年注目判決が続いている立体商標に係る判例の中から、ヤクルト容器立体商標第二次事件を取り上げ、福岡大学の堀江先生に考察していただいた。特に類似商品・模倣品の存在と「識別力」の有無から、判決を検討されている。

情報欄では、2011 年 10 月 18 日に欧州連合司法裁判所 (CJEU) が出した判決を取り上げた。本判決では、ヒト胚の使用に関する発明の特許性に関し、いわゆるバイオ指令の解釈を示したものである。本判決に関し、ジェトロ・デュッセルドルフ事務所の「欧州知的財産ニュース」より解説部分を部分転載させていただくとともに、本判決の日本語訳を掲載した。

本誌へのご感想、掲載記事やバックナンバー等に関するお問い合わせは、独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室 (FAX:03-3595-2792, E-mail: PA9305@inpit.jpo.go.jp) まで。(M.T)

---

特許研究 PATENT STUDIES No. 53 (March 2012) ©

平成 24 年 3 月 30 日発行

編集・発行 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号

電話：03-3581-5092 FAX：03-3595-2792



HP (<http://www.inpit.go.jp/index.html>)

印刷所 勝美印刷株式会社

※落丁・乱丁本はお取り替え致します。